

○佐賀市エコプラザ条例施行規則

平成17年10月1日

規則第132号

改正 平成22年3月11日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市エコプラザ条例（平成17年佐賀市条例第136号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 エコプラザの開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 エコプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 水曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(平22規則4・一部改正)

(利用許可の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により会議室の利用の許可を受けようとする者は、エコプラザ会議室利用許可申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(利用者の守るべき事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、附属設備等を傷つけ、又は汚さないこと。

(2) 許可なく火気を使用しないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

(4) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(5) 他の利用者の迷惑となる物品又は動物を持ち込まないこと。

(6) 市長の承認を受けることなく、物品その他を販売し、又は金品の寄附募集等を行わないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障がある行為を行わないこと。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市エコプラザ条例施行規則（平成15年佐賀市規則第34号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月11日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

エコプラザ会議室利用許可申請書

年 月 日

(あて先)佐賀市長

佐賀市エコプラザの会議室を利用したいので、佐賀市エコプラザ条例施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住 所			
	団 体 名			
	氏 名	電 話		
	責 任 者	電 話		
利 用 目 的				
利 用 の 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
利 用 人 数	内 訳	人 数		
	小学生以下	人		
	中学生	人		
	その他の学生	人		
	一 般	人		
	計	人		
	※ 申 請 番 号		※ 許 可 番 号	

注 ※印欄は、記載しないでください。

別記様式（第4条関係）

エコプラザ会議室利用許可申請書

平成 年 月 日

(あて先)佐賀市長

佐賀市エコプラザの会議室を利用したいので、佐賀市エコプラザ条例施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住 所				
	団 体 名				
	氏 名	電 話			
	責 任 者	電 話			
利 用 目 的					
利 用 の 日 時		平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで			
利 用 人 数		内 訳	人 数		
		小学生以下	人		
		中学生	人		
		その他の学生	人		
		一 般	人		
		計	人		
		※ 申 請 番 号		※ 許 可 番 号	

注 ※印欄は、記載しないでください。